

【請求人本人の確認・記入欄】※以下の項目について、該当するものがあれば□にレ印を記入してください。

15

- 遺言書情報証明書の交付を受けた。
- 遺言書の閲覧をした。
- 遺言書保管ファイルの配録の閲覧をした。
- 遺言書保管事実証明書の交付を受けた。
- 遺言書を保管している旨の通知（関係遺言書保管通知）を受け取った。
- 遺言者が指定した方への通知を受け取った。

(注)請求書の記載や給付が必要とされている証明書などの書類を一部省略できる場合があります。

16

備考欄

⑮請求人本人の確認・記入欄

該当する項目があればそれぞれの左側の□にチェック（✓）を入れてください。

⑯備考欄

記入欄が不足する場合や参考として記入すべき事項がある場合に適宜記入してください。

手数料納付用紙

①⑦ 大阪 (地方)法務局 支局・出張所 御中

(申請人・請求人又は法定代理人の表示)

①⑧ 氏名又は名称 不在者財産管理人▲▲▲▲▲

(その他)

①⑨ 納付金額 800円

②⑩ 印紙貼付欄

収入印紙は、割印をしないで、印紙貼付欄に貼り付けてください。

②⑪

年 月 日	担 当

①⑦遺言書保管所の名称
請求書を提出する遺言書保管所の名称を記入してください。

①⑧申請人・請求人又は法定代理人の表示
氏名又は名称：不在者財産管理人▲▲▲▲▲

①⑨納付金額
必要な通数分（1通につき800円）の手数料の額を記入してください。

②⑩印紙貼付欄
必要な収入印紙を貼ってください。
なお、貼付した収入印紙には割印をしないでください。

②⑪担当者使用欄
担当者が使用しますので、何も記入しないでください。

【交付請求に必要な書類】

- 交付請求書
- 家庭裁判所の不在者財産管理人の選任審判書(選任後3か月以内のもの)
又は
家庭裁判所の書記官発行の不在者財産管理人証明書(作成後3か月以内のもの)
- 遺言者の死亡の事実を確認できる戸籍(除籍)謄本又は住民票の除票の写し
- 遺言者の相続人であることを確認できる戸籍謄本
- 窓口受取の場合(不在者財産管理人が窓口に来庁)
 - 個人番号カードや運転免許証など官公署発行の顔写真付き身分証明書
※なお、不在者財産管理人に選任された弁護士又は司法書士が法定代理人として請求する場合、家庭裁判所の選任審判書等に記載された住所が事務所の住所であるときは、**弁護士会又は司法書士会が作成した事務所の住所と個人の住所が併記された証明書を添付。**
※**弁護士会又は司法書士会発行の顔写真付き身分証は利用不可。**
- 郵便受取の場合
 - 不在者財産管理人の住所氏名を記載した返信用封筒(切手要)

【添付書類の原本還付】

「原本と相違ない」旨及び「不在者財産管理人の氏名」を記載した謄本を原本とともに提出した場合には、添付書類の原本還付が可能です。